

諫早湾干拓事業の請求異議訴訟福岡高等裁判所判決に関する会長声明

平成30年7月30日、福岡高等裁判所は、国が諫早湾干拓事業で建設された潮受け堤防の南北各排水門について常時開放（以下「開門」という。）することを命じる判決の執行力を排除するために提訴した請求異議訴訟において、国の請求を棄却した原判決を取り消して、開門を命じた確定判決に基づいて強制執行を行うことを認めない判決を言い渡した。

この判決において、福岡高等裁判所は、確定判決基準時における共同漁業権ないしこれを基礎とする漁業者らの漁業行使権がいずれも共同漁業権の免許の終期である2013年8月31日の経過により消滅しており、前提となる漁業行使権が消滅する以上は開門請求権も当然に消滅すると判断して、請求異議事由があるとした。

しかし、上記高裁判決の指摘する共同漁業権は、これまでも同内容での更新を繰り返してきたものである上、2013年9月1日以降に取得した共同漁業権ないしこれを基礎とする漁業者らの漁業行使権も、従前の権利と同様の内容であり、確定判決基準時におけるものと法的同一性を保っている。確定判決基準時における共同漁業権ないしこれを基礎とする漁業者らの漁業行使権は消滅していないというべきである。

また、漁業行使権に基づく開門請求権の存在を認容した確定判決を肯定しながら、確定判決基準時後の免許終期経過により開門請求権が当然に消滅するとすると、国が免許終期まで判決の確定を引き延ばすことによって常に請求異議訴訟で勝訴できる状態にすることを容認することになりかねない。そもそも、本件において、確定判決は、国が農業者等の利害関係者に被害が生じないような対策を行うために、判決確定から3年間の猶予期間を認めていたのであり、その履行期限は2013年12月20日までであった。猶予期間中に漁業者らが責められるべき怠慢など一切見当たらず、猶予期間中の免許終期経過によって開門請求権が当然消滅するとした判断は不合理であり、

司法の役割を放棄したものと言わざるを得ない。

当会は、多種多様な生物相を有する「宝の海」である有明海の豊かさと貴重さを評価し、4度にわたり、排水門の開放を求める会長声明を発出してきた（2005年9月28日、2008年7月4日、2010年12月7日、2013年11月6日）。当会の態度は今も変わらない。

当会は、このたびの福岡高等裁判所判決について遺憾の意を表明し、引き続き、国に対して、漁業と農業の共存を可能とするよう農業者に対する十分な対策を実施するなど、開門に向けてあらゆる手段を講じ、有明海再生のために第一歩を踏み出すことを強く求める。

2018（平成30）年8月1日

佐賀県弁護士会

会 長 奥 田 律 雄